

核融合科学研究所運営会議共同研究委員会規則

制 定 平成16年 7月13日 規則第22号
最終改正 令和 8年 6月 3日

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程（平成16年自機規程第17号）第9条第2項の規定に基づく核融合科学研究所運営会議（以下「運営会議」という。）に置く核融合科学研究所運営会議共同研究委員会（以下「委員会」という。）の組織運営に関しては、この規則の定めるところによる。

(任務)

第2条 委員会は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）において実施する共同研究の計画及び運営に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究所内及び研究所外の運営会議委員 各8名以上の同数
- (2) 前号の委員を除く核融合科学又はこれに関連する分野の研究に従事する者
56名以内

2 前項第1号の委員は、運営会議で選出する。

3 第1項第2号の委員は、運営会議の議を経て、所長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたとき又は委員の追加を行うときは、その都度補充又は選出する。この場合における委員の任期は、前任者又は他の在任委員の残任期間と同一とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1項の研究所内の委員のうちから運営会議で選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が議長となる。

(専門委員会)

第6条 委員会に、その審議すべき事項を分担させるため、次の専門委員会を置く。

- (1) 共同研究運営委員会
- (2) 国際連携運営委員会
- (3) 一般共同研究委員会
- (4) 核融合開発共同研究委員会

2 専門委員会の委員は、第3条第1項に定める委員の中から運営会議で選出する。

3 専門委員会に、幹事長及び幹事を置く。

4 専門委員会は、必要に応じ開催する。

(定足数及び議決数)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、管理部研究支援課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に選出及び委嘱される第3条第1項の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成18年12月22日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年8月31日から施行する。
- 2 この規則の施行後、平成31年4月30日までに委員に選出及び委嘱された者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年4月30日までとする。

附 則

この規則は、平成31年1月9日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年5月19日から施行する。
- 2 この規則の施行後、令和5年4月30日までに委員に選出及び委嘱された者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年4月30日までとする。

附 則

この規則は、令和4年9月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年6月5日から施行する。
- 2 この規則の施行後、令和7年4月30日までに委員に選出及び委嘱された者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年4月30日までとする。

附 則

この規則は、令和5年12月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年7月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年6月3日から施行する。